

3. 教育支援資金

教育支援資金は、高校、大学、短大、専門学校（専修学校専門課程）、専門職大学、専門職短期大学への就学に際し必要な経費「教育支援費」（授業料、定期代等）と「就学支援費」（入学金、制服・教科書等の購入費）の2つがあります。



対象となる世帯

- 低所得世帯
- 生活保護世帯

借入ケース例

- ① 高校、短大、大学、専門学校（専修学校専門課程）、専門職大学、専門職短期大学へ進学したい。
- ② 授業料、家賃代、通学定期代が足りない。
- ③ 入学金、制服・教科書等の購入費が足りない。
- ④ 高校授業料を納められず進級又は卒業ができない。

※世帯の状況に応じて、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関等の支援を利用いただくことがあります。



資金の種類と内容

資金種類	貸付限度額	据置期間	返済期間	貸付利息
教育支援資金	①高等学校（専修学校高等課程含む。） 月額 35,000円以内 ②高等専門学校 月額 60,000円以内 ③短期大学（専修学校専門課程含む。）、専門職短期大学 月額 60,000円以内 ④大学、専門職大学 月額 65,000円以内 ※上記の貸付限度額では学費が不足する場合など、一定の要件に該当する場合には、教育支援費の貸付限度額を1.5倍とすることが可能となりました。（平成28年2月以降貸付決定分から）	卒業後6月以内	据置期間経過後20年以内	無利息
	就学支度費			
貸付対象経費	教育支援費	低所得世帯に属する者が学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む。）、大学（短期大学、専門学校（専修学校専門課程）、専門職短期大学及び専門職大学を含む。）、又は高等専門学校に就学するのに必要な経費		
	就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学（短期大学、専門学校（専修学校専門課程）、専門職短期大学及び専門職大学を含む。）、又は高等専門学校への入学に際し必要な経費		
申請額計算方式	必要貸付月額（限度額以内）× 12月 × 修学期間（年）			
返済例	①高校3年間 元金1,760,000円（支度費500,000円+教育支援費35,000円×36か月） 10年（120回）返済の場合 月額 14,660円（最終回 15,460円） ②大学4年間 元金3,620,000円（支度費500,000円+教育支援費65,000円×48か月） 15年（180回）返済の場合 月額 20,110円（最終回 20,310円）			

必要な書類

共通添付書類

ご利用に際しては就学者が借受人となり、世帯の生計中心者又は就学者の親権者が連帯借受人として加わらなければなりません。連帯借受人がいない場合は、連帯保証人が必要となります。

内容	対象者	書類（2つ以上ある場合はいずれか）
世帯の状況が明らかになる書類	借入申込者	●本籍地が記載された住民票（世帯全員分）
世帯の所得が分かる書類	借入申込者	●源泉徴収票、所得証明書等（世帯全員分） ※現在の収入が上記の書類と異なる場合は、直近の給与明細等（3か月分程度） ※年金等の場合は、通知書の写しなど、年金額が分かる書類
現住所及び資力が明らかになる書類	連帯保証人	●本籍地が記載された住民票 ●住民税課税証明書

「教育支援費」に係る必要添付書類

- 新入学の場合は合格通知書の写し
- 在学者については、在学証明書
- 就学経費に関する内訳書
- その他、経費の内訳が分かる書類

「就学支度費」に係る必要添付書類

- 合格通知書又は入学許可証の写し
- 経費の内訳が分かる書類

※上記以外にも、必要に応じて書類を求める場合があります。